

議案第64号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議を要するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日三重県指令政策第17-868号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。